

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月24日

【事業年度】 第3期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

【会社名】 株式会社国際協力銀行

【英訳名】 Japan Bank for International Cooperation

【代表者の役職氏名】 代表取締役総裁 渡辺 博史

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目4番1号

【電話番号】 03-5218-3304(代表)

【事務連絡者氏名】 企画・管理部門 財務部長 会田 守志

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目4番1号

【電話番号】 03-5218-3304(代表)

【事務連絡者氏名】 企画・管理部門 財務部長 会田 守志

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号。以下「当行法」という。）に基づき、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が同公庫から分離され、日本政府100%出資の政策金融機関として平成24年4月1日に設立されました。なお、駐留軍再編促進金融業務については、平成24年9月末をもって終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年11月末に同勘定を廃止しております。

主要な経営指標等の推移

		第1期	第2期	第3期
		自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日	自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日	自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日
経常収益	(百万円)	217,291	226,100	257,252
経常利益	(百万円)	63,583	91,358	120,496
当期純利益	(百万円)	63,585	91,366	126,187
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	1,360,000	1,360,000	1,391,000
発行済株式総数	(千株)	1,360,000,000	1,360,000,000	1,391,000,000
純資産額	(百万円)	2,346,738	2,341,312	2,460,520
総資産額	(百万円)	14,430,245	16,346,047	18,463,816
貸出金残高	(百万円)	10,555,128	12,655,401	14,432,949
1株当たり純資産額	(円)	1.72	1.72	1.76
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
1株当たり当期 純利益金額	(円)	0.04	0.06	0.09
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	16.26	14.32	13.33
自己資本利益率	(%)	2.71	3.90	5.26
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,826	151,011	32,337
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	33,030	100,086	19,356
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	42,358	31,712	14,695
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	23,154	42,367	40,651
従業員数	(人)	664	661	666

(注) 1. 当行は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 1株当たり配当額及び配当性向について、当行は、当行法第31条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施していない為、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除しております。

6. 株価収益率について、当行株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員数は、当行から社外への出向者を除き、社外から当行への出向者を含んでおります。

また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。

なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2【沿革】

当行は、当行法に基づき、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務（以下「旧日本公庫JBIC」という。）が同公庫から分離され、日本政府100%出資の政策金融機関として平成24年4月1日に設立されました。駐留軍再編促進金融業務については、平成24年9月末をもって終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年11月末に同勘定を廃止しております。

なお、参考として、旧日本輸出入銀行、旧海外経済協力基金、旧国際協力銀行及び旧日本公庫JBICの沿革についても記載しております。

年月	事項
平成23年4月	「株式会社国際協力銀行法」が可決・成立、平成24年4月1日に日本政策金融公庫から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が分離することが決定 当行設立 駐留軍再編促進金融業務を終了 駐留軍再編促進金融勘定を廃止
平成24年4月	
平成24年9月	
平成24年11月	

（参考）

旧日本輸出入銀行、旧海外経済協力基金、旧国際協力銀行、旧日本公庫JBICに係る沿革

年月	旧日本輸出入銀行に係る事項	年月	旧海外経済協力基金に係る事項
昭和25年12月 昭和27年4月	日本輸出銀行設立 日本輸出銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更	昭和36年3月	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し、海外経済協力基金を設立
年月	旧国際協力銀行に係る事項		
平成11年4月	「国際協力銀行法」が公布		
平成11年10月 平成18年11月 平成19年9月 平成20年10月	国際協力銀行設立 （日本輸出入銀行と海外経済協力基金のすべての事業を承継） 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が成立 「国際協力銀行法」の改正法が施行（「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」の施行に伴い、特例業務として駐留軍再編促進金融業務を規定） 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、国際金融等業務につき株式会社日本政策金融公庫に統合、「国際協力機構法」に基づき、海外経済協力業務につき国際協力機構に統合		
年月	旧日本公庫JBICに係る事項		
平成19年5月 平成20年10月 平成22年4月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫（現 国民生活事業）、農林漁業金融公庫（現 農林水産事業）、中小企業金融公庫（現 中小企業事業）及び（旧）国際協力銀行（うち国際金融等業務）（現 当行）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、日本政策金融公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 駐留軍再編促進金融業務に係る特別勘定（駐留軍再編促進金融勘定）を設置		

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、平成27年3月31日現在、当行及び関連会社5社から構成されており、当行は当行法その他の法令により定められた以下の業務を行っております。

（目的）

当行は、日本政府100%出資の政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下に示した4つの分野について金融業務を行い、もって、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

- ・日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進
- ・日本の産業の国際競争力の維持及び向上
- ・地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進
- ・国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処

（企業理念、コーポレート・スローガン、行動原則）

当行は、当行法第1条に規定される目的の下、以下の「企業理念」、「コーポレート・スローガン」、「行動原則」を定め、業務を行っております。

・企業理念

国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。

現場主義：

海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造します。

顧客本位：

お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげることで、独自のソリューションを提供します。

未来志向：

安心で豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮して、日本と世界の持続的な発展に貢献します。

・コーポレート・スローガン

日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges

・行動原則

- 一、公益の追求。日本と国際社会への貢献、その使命を全うします。
- 一、顧客の満足。お客さまの立場で悩み、考え、そして行動します。
- 一、プロとしての責任。いかなる仕事にも、主体的に取り組みます。
- 一、果敢なるチャレンジ。失敗を怖れず、新たな価値を創造します。
- 一、スピードとコスト。効率を意識し、仕事の質を高めていきます。
- 一、チームワーク。仲間と心をひとつに、大きな成果を追求します。
- 一、倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。

（業務内容）

当行は、以下を主要な業務として遂行しております。

（1）輸出金融：我が国プラント輸出の振興、我が国輸出者が他の先進諸国と競争する際の金融面での等しい競争条件の確保（注）を目的とし、日本企業が、発電・通信設備・船舶等のプラントや技術を海外に輸出する際に必要な資金の融資・保証。

（注）他の先進諸国においても公的輸出信用を利用しプラント等の輸出を政府が支援しております。

（2）輸入金融：我が国への資源の安定供給確保等を目的に、石油・LNG・鉄鉱石などの重要物資を輸入する際に必要な資金の融資・保証。なお、資源関係以外については我が国への輸入が不可欠である航空機等に関し保証制度を活用。

- (3) 投資金融：我が国の海外事業活動の促進を目的に、日本企業が海外において、現地生産、資源開発など事業を行う際に必要な長期事業資金の融資・保証。
- (4) 事業開発等金融：外国政府、外国政府機関等が実施する日本の貿易、投資等、海外経済活動のための事業環境整備に貢献する事業や、高い地球環境保全効果を有する事業等に必要な資金の融資・保証。
- (5) ブリッジローン：国際収支上の理由及び緊急の必要がある場合に、国際機関等が経済支援資金を供与するまでの間貸し付ける短期融資。
- (6) 出資：海外において事業を行う日系合弁企業や日本企業・国際機関が参加するファンド等に対する出資。
- (7) 調査業務：上記の業務に必要な調査。

(経理の特徴)

(1) 剰余金処分及び国庫納付

当行は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が、

- イ 零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3か月以内に国庫に納付しなければならないとされており(当行法第31条第1項)、
- ロ 零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされており(同条第2項)。

当行の剰余金は上記以外の方法をもって配当その他の処分を行ってはならないとされており(同条第4項)。

(日本国政府との関係)

(1) 株式の政府保有

当行の発行済株式については、政府がその総数を常時保有することとされており(当行法第3条)。

(2) 日本国政府による監督等

イ 監督

財務大臣は、当行を、当行法等の定めるところに従い監督し、当行に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができます(当行法第38条)。また、財務大臣は、必要があると認めるときは、当行(業務等を委託した法人を含む。)に対して報告を求め、又はその職員に、当行を検査させることができます(当行法第39条)。

また、財務大臣は検査権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します(当行法第40条)。

ロ 役員の選任及び解任等

当行の取締役又は監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません(当行法第6条第1項)。また、当行の代表取締役の選定及び解職の決議についても、財務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません(同条第2項)。

ハ 定款の変更の決議

当行の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません(当行法第41条第3項)。

ニ 合併、会社分割、事業譲渡、解散等

当行を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、当行が独自に決定することはできず、法律によって定められることになっております(当行法第42条)。

(3) 財務面の関与

イ 予算及び決算

(イ) 予算

当行の予算は、政府関係機関予算として、財務大臣に提出され、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます(当行法第16条、第19条)。また、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、外国為替資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等)についても、予算に添付して国会に提出されます(当行法第17条)。

(ロ) 決算

当行は、財産目録を作成し、会社法第435条の規定に基づき作成する貸借対照表、損益計算書及び事業報告とともに、財務大臣に提出することとされております(当行法第26条)。

また、貸借対照表、損益計算書及び財産目録(以下「貸借対照表等」という。)の提出をした後は、予算の区分に従い決算報告書を作成し、監査役の意見を付して財務大臣に提出することとされており、決算報告書は財務大臣により貸借対照表等を添えて内閣に送付され(当行法第27条)、会計検査院の検査を経て国会に提出され(当行法第28条、第29条)。

ロ 政府からの借入れ及び政府保証債の発行

当行は、政府から借入れをすることができます(当行法第32条)。

また、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、当行の社債に係る債務について、保証契約をすることができます(当行法第35条)。

ハ 借入金及び社債発行等の制限

当行は、各事業年度、社債発行の基本方針を策定して包括的に財務大臣の認可を受けております(当行法第33条)。

当行の短期借入金、政府からの借入金及び社債の元本額の合計は、当行の資本金及び準備金の合計額の10倍を超えてはならない(社債の借換えに必要な場合は除く)こととされています(当行法第33条第6項、第7項)。

ニ 出資金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当行に出資することができます(当行法第4条)。

ホ 検査

(イ) 会計検査院の検査

当行に対しては、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条及び第22条に基づき、会計検査院による検査が行われております。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣を経由して国会に提出されます。

(ロ) 財務大臣の検査

当行に対しては、財務大臣による検査が行われます(当行法第39条)。

(ハ) 金融庁の検査

当行に対しては、金融庁による検査が行われます。財務大臣は、当行法第39条に規定する検査権限の一部を内閣総理大臣へ委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します(当行法第40条)。

4【関係会社の状況】

(平成27年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(関連会社) IFC Capitalization (Equity) Fund, L.P. (注1)	アメリカ合衆国デラウェア州	1,236,341 千米ドル	その他事業(投資業)	39.22	-	-	-	-	-
(関連会社) IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund, L.P. (注1)	アメリカ合衆国デラウェア州	172,500 千米ドル	その他事業(投資業)	86.96	-	-	-	-	-
(関連会社) Credit Guarantee and Investment Facility (注1)	フィリピン共和国マニラ市	700,000 千米ドル	ASEAN+3域内企業の社債に対する保証供与	28.57	-	-	-	-	-
(関連会社) Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited	インド共和国ニューデリー市	1,000,000 千ルピー	デリー・ムンバイ産業大動脈構想対象地域における各都市のマスタープランの作成、FS実施等	26.00	2 (1)	-	-	-	-
(関連会社) Japan-China Eco Fund Pte.Ltd (注1)	シンガポール共和国シンガポール市	314,600 千人民元	その他事業(投資業)	39.55	-	-	-	-	-

- (注) 1. 決算日が12月31日の関係会社については、平成26年12月31日現在の状況を記載しております。
2. 関連会社「IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund, L.P.」は、上記に記載の議決権の所有割合を有しておりますが、当行が事業の方針等の決定に対して関与し得る影響は、出資契約上一部に限定されることから、関連会社としております。
3. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の括弧内は、当行の役員(内書き)であります。

5【従業員の状況】

当行の従業員数

(平成27年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
666	39.22	13.30	8,106

- (注) 1. 従業員数は、当行から社外への出向者を除き、社外から当行への出向者を含んでおります。また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、社外から当行への出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
3. 当行の従業員組合は、株式会社国際協力銀行組合と称し、組合員数は344人であります。労使間においては、特筆すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績等

我が国を取り巻く国際経済は、一部に緩慢さを残しつつも米国・欧州経済は回復を続けており、中国を始めとした主要新興国についても、国毎のばらつきがやや目立ち全体として勢いを欠く状態が続いているものの、輸出の増加や個人消費の伸び等により一部景気の持ち直しも見られつつあります。他方で、米国の金融緩和出口政策の動向やその新興国市場への影響等により、引き続き、世界経済の下振れリスクが懸念されています。

我が国経済においては、雇用・所得環境が着実に回復しており、先行きについても、緩やかな回復基調が期待される一方、海外景気の下振れが、我が国経済を下押しする可能性については、注視を要する状況となっています。

かかる状況下、当行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処、に資する出融資保証等案件への積極的な対応を行ってまいりました。

当事業年度は、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）や「インフラシステム輸出戦略（平成26年度改訂版）」（平成26年6月3日経協インフラ戦略会議決定）等の政府施策も踏まえつつ、資源権益の取得・開発の促進、日本企業による海外M&Aの促進、インフラ案件を始めとする日本企業の海外展開等を積極的に支援してまいりました。具体的には、米国のLNGプロジェクトやペルーの銅鉱山権益取得・開発事業等、日本企業による資源権益の取得・開発を支援したほか、米国におけるスピリッツの製造・販売事業の買収に対するハイブリッドファイナンス等も活用しての支援や、本邦金融機関向けクレジットラインを通じた日本企業によるインドの医薬品製剤の受託製造（CMO）・受託開発製造（CDMO）及びジェネリック医薬品の製造・販売事業の買収案件を支援しました。また、モロッコ王国での超々臨界圧石炭火力発電事業や英国での洋上風力発電事業、サウジアラビア王国での石油精製・石油化学統合プラント拡張事業向け融資や、アラブ首長国連邦ドバイ首長国を拠点とする総合水事業会社向け出資等、日本企業が事業参画するインフラ等の案件や、ASEAN諸国を中心とする各国における中堅・中小企業の海外事業展開についても、積極的に支援しました。このほか、地球環境保全業務としてサブサハラ・アフリカ諸国の再生可能エネルギー事業向け支援や、チュニジアの発行体が発行するサムライ債に対する保証を供与致しました。

こうした取組の結果、当事業年度の当行全体の出融資保証承諾実績は、3兆2,493億円となりました（参考：前事業年度比1兆432億円増加）。

また、損益の状況につきましては、当事業年度は上記取組等により、貸出金利息等の資金運用収益1,929億円（前事業年度比118億円増加）等を計上した結果、経常収益は2,572億円（前事業年度比311億円増加）となりました。一方、借入金利息等の資金調達費用1,160億円（前事業年度比3億円増加）等を計上した結果、経常費用は1,367億円（前事業年度比20億円増加）となりました。結果、経常利益は1,204億円（前事業年度比291億円増加）となり、特別損益を含めた当期純利益は1,261億円（前事業年度比348億円増加）となりました。

(2)キャッシュ・フロー

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金による収入の減少等により、前事業年度比1,186億円収入が減少して323億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得の減少等により、前事業年度比807億円支出が減少して193億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、国庫納付の支払等があった一方、株式の発行による収入により、前事業年度比170億円支出が減少して146億円の支出となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度比17億円減少して406億円となりました。

(3) 業績

収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	65,466
	当事業年度	76,896
うち資金運用収益	前事業年度	181,143
	当事業年度	192,973
うち資金調達費用	前事業年度	115,677
	当事業年度	116,076
役務取引等収支	前事業年度	21,505
	当事業年度	33,812
うち役務取引等収益	前事業年度	23,722
	当事業年度	35,901
うち役務取引等費用	前事業年度	2,217
	当事業年度	2,088
その他業務収支	前事業年度	2,238
	当事業年度	2,515
うちその他業務収益	前事業年度	3,615
	当事業年度	4,100
うちその他業務費用	前事業年度	1,377
	当事業年度	1,585

資金運用 / 調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定(注1)	前事業年度	13,126,752	181,143	1.38
	当事業年度	14,616,678	192,973	1.32
うち貸出金	前事業年度	11,864,173	149,769	1.26
	当事業年度	13,415,041	166,130	1.24
うち有価証券	前事業年度	183,060	643	0.35
	当事業年度	234,991	2,030	0.86
うち買現先勘定	前事業年度	358,668	262	0.07
	当事業年度	124,352	59	0.05
うち預け金	前事業年度	640,483	1,623	0.25
	当事業年度	628,700	1,479	0.24
資金調達勘定(注2)	前事業年度	10,731,675	115,677	1.08
	当事業年度	11,760,700	116,076	0.99
うち社債	前事業年度	2,487,554	58,430	2.35
	当事業年度	2,936,834	65,567	2.23
うち借入金	前事業年度	8,161,468	57,187	0.70
	当事業年度	8,793,333	50,488	0.57

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。また、平均残高は金融商品等
差入担保金を含む数値であります。

2. 資金調達勘定の平均残高は、金融商品等受入担保金を含む数値であります。

業種別貸出金残高の状況

種類	平成26年3月31日現在		平成27年3月31日現在	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内	4,665,792	36.87	4,860,903	33.68
製造業	324,494	2.56	640,475	4.44
農業	-	-	-	-
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	314,828	2.49	344,879	2.39
建設業	1,911	0.02	1,285	0.01
電気・ガス・熱供給・水道業	357,931	2.83	375,019	2.60
情報通信業	221,000	1.75	212,261	1.47
運輸業	32,537	0.26	27,887	0.19
卸売・小売業	877,287	6.93	917,080	6.35
金融・保険業	2,338,289	18.48	2,142,810	14.85
不動産業	-	-	-	-
各種サービス業	197,512	1.56	199,203	1.38
地方公共団体	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
海外	7,989,608	63.13	9,572,046	66.32
海外円借款、国内店名義現地貸	7,989,608	63.13	9,572,046	66.32
合計	12,655,401	100.00	14,432,949	100.00

(注)「国内店名義現地貸」とは非居住者に対して外貨又は円貨で貸付けを行う場合を指しております。

国別融資残高状況

国名	平成26年3月31日現在		国名	平成27年3月31日現在	
	金額(百万円)	残高に占める割合(%)		金額(百万円)	残高に占める割合(%)
オーストラリア	1,290,713	10.20	アメリカ	1,915,025	13.27
アメリカ	1,147,324	9.07	オーストラリア	1,781,300	12.34
チリ	842,159	6.65	チリ	970,772	6.73
ブラジル	745,351	5.89	ブラジル	793,935	5.50
アラブ首長国連邦	672,567	5.31	インドネシア	724,247	5.02
インドネシア	652,112	5.15	アラブ首長国連邦	615,889	4.27
ロシア	506,899	4.01	ロシア	518,150	3.59
カタール	338,409	2.67	サウジアラビア	462,359	3.20
アイルランド	328,417	2.60	アイルランド	392,835	2.72
サウジアラビア	318,313	2.52	カタール	386,446	2.68
その他	5,813,131	45.93	その他	5,871,985	40.68
合計	12,655,401	100.00	合計	14,432,949	100.00

(注)原則としてプロジェクトの所在国(輸出金融の場合は輸入者の所在国、輸入金融の場合は輸出者の所在国、その他の場合はプロジェクトや事業の所在国)により地域別分類を行っております。

有価証券の状況

種類	平成26年3月31日現在残高	平成27年3月31日現在残高
	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
株式	-	-
その他の証券	227,201	261,786
合計	227,201	261,786

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に基づく自己資本比率を算出しております。

なお、本表は、全国銀行協会の雛形に即した表示としております。

(参考)

自己資本比率は、告示に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	平成27年3月31日
1. 単体総自己資本比率(4/7)	14.47
2. 単体Tier 1比率(5/7)	14.22
3. 単体普通株式等Tier 1比率(6/7)	14.22
4. 単体における総自己資本の額	23,645
5. 単体におけるTier 1資本の額	23,242
6. 単体における普通株式等Tier 1資本の額	23,242
7. リスク・アセットの額	163,437
8. 単体総所要自己資本額	13,075

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、当行における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行における具体的な対処すべき課題は、以下のとおりです。

< 中期経営計画（平成27～29年度）の推進 >

日本は今、人口減少・少子高齢化といった構造的な課題を抱えつつも、20年以上にわたる経済の停滞から抜け出し、力強さを取り戻しつつあります。日本経済を確実に成長軌道に乗せ、そして更に豊かな社会へと飛躍させるためには、経済全体の生産性を向上させ、「稼ぐ力」を強化していくことが不可欠です。そのための大きな鍵の一つとして、我が国企業による新規事業への挑戦や国際事業展開の推進等フロンティアの開拓を通じて、日本経済の新たな成長エンジンを創り出していくことが求められています。

当行は、このような認識の下、日本経済の持続的な成長に対し一層能動的に貢献すべく平成27～29年度中期経営計画（新中期経営計画）を策定しました。新中期経営計画では、「JBICならではの金融仲介機能の発揮により、我が国企業の国際事業展開及び資源獲得への支援を深化し、我が国の持続的な成長に繋がる新たなビジネス機会の探索と創造に貢献する」ことを基本目標に掲げています。

新中期経営計画の基本目標の下、日本政府の成長戦略、産業界の動向・ニーズや金融経済環境等を踏まえ、当行として取り組むべきと考える5つの業務分野を抽出しました。

資源分野	：我が国企業の資源ビジネスの支援推進
インフラ分野	：我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進
産業分野	：世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた支援推進
中堅中小分野	：中堅・中小企業の海外展開支援
環境分野	：気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献

また、当行がこれらの分野において、より高い次元で必要な機能・役割を果たすために、発揮・強化すべき組織能力として以下4つの能力を抽出しました。

事業実現のための金融組合力
プロジェクトのbankability（注）の実現力 （注）対象プロジェクトの事業や金融等のリスクを考慮した資金調達の確実性
情報提供・政策提言力
民間資金の動員力

新中期経営計画では、重点的に取り組むべきと考える5つの業務分野において、上記4つの組織能力を発揮・強化して、「我が国の持続的な成長に繋がる新たなビジネス機会（国・地域、分野・セクター等）の探索と創造に貢献」すべく重点取組課題を以下のとおり設定しております。当行はこれまで民業補完の徹底に努めてきており、新中期経営計画においては、民間資金の一層の拡充を図るべく、「民間資金動員の拡充」も重点取組課題の一つに位置付けております。

<p>重点取組課題</p> <p>1. 我が国企業の資源ビジネスの支援推進</p> <p>1-1 資源の調達先の分散や安定確保に資する案件の推進 ホスト国政府・国営石油ガス会社・資源メジャー等との交渉力やリスク・コントロール/アロケーションの知見を活用し、資源国のカントリーリスク・テイクを行いつつ、案件形成・実現を支援。また、先端技術を活かした資源開発や、関連インフラと併せた総合的な資源開発を支援</p> <p>1-2 LNG調達コスト低減に資する案件の推進 LNGについては、1-1の具体的取組に加え、長期的なLNG調達価格低減に資する案件の形成・実現を支援</p>
<p>2. 我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進</p> <p>2-1 社会インフラセクター（鉄道、水、情報通信等）への取組強化 社会インフラセクターにおいて、ホスト国政府等との密接な関係や海外キープレイヤーとの交渉力を活かし、初期段階からの事業参画の枠組み整備・案件形成への関与を進めるとともに、リスク・コントロール/アロケーションの知見や様々な金融ツールを活用することにより、我が国企業によるインフラシステム展開等を支援</p> <p>2-2 電力案件の円滑な実現への取組強化 ホスト国政府や海外キープレイヤー等に対する影響力やリスク・コントロール/アロケーションの知見、様々な金融ツールを活用し、高効率発電や再生可能エネルギー発電分野等において、従来の国・地域、手法の枠を超えて、我が国企業の先端技術の海外展開や個別プロジェクト参画を支援</p>
<p>3. 世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた支援推進</p> <p>3-1 我が国の経済基盤を支える各種産業の海外事業展開に対する支援の強化 企業の戦略策定段階からのコミュニケーションや、海外リスクテイクの強化等を通じ、我が国の経済基盤を支える各種産業の海外事業投資を通じた収益機会の更なる獲得を支援</p> <p>3-2 我が国の競争優位にある技術・ビジネスモデル等の海外展開支援を通じた成長産業化への貢献 我が国企業が有する技術、ブランド、ビジネスモデル等の強みを活かして、海外市場における商業化や市場獲得等を通じて成長産業へと発展する成長シナリオの実現を支援</p>
<p>4. 中堅・中小企業の海外展開支援</p> <p>中堅・中小企業の海外展開に対するJBICの特徴を活かした支援 民間金融機関とも協調しつつ、中堅・中小企業のニーズ(現地通貨建融資等)を踏まえ、中堅・中小企業の海外事業展開を通じた収益機会獲得をJBICの特徴を活かして支援(出融資保証等承諾の他、融資相談・情報提供を含む)</p>
<p>5. 環境分野：気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献</p> <p>気候変動対策を含む地球環境保全に資するプロジェクトへの取組強化 国際的な議論や、我が国やホスト国政府等の当該分野の政策を踏まえ、ホスト国政府に対する影響力やリスク・コントロール/アロケーションの知見を活かしつつ、地球環境保全業務(GREEN)その他様々な金融種類を活用することにより、気候変動対策を含む地球環境保全分野における我が国企業やホスト国政府等の取組を支援</p>
<p>6. 民間金融機関等との連携強化を通じた民間資金動員の拡充</p> <p>民間資金動員の更なる拡充 債権流動化施策推進に向けた取組を拡充 出資・劣後ローン・LBOファイナンス等によるリスクマネー供給等を通じた民間資金動員の推進 外部金融環境の変化や個別案件の特性に応じた適切な協調融資組成の更なる推進</p>

また、業務の重点取組課題への取り組みを支えるべく、組織・財務分野における重点取組課題を以下のとおり設定しております。

<p>組織・財務分野の重点取組課題</p>
<p>7. リスク管理態勢の充実化と財務安定性の維持・強化</p>
<p>8. 組織力向上に向けた人材開発強化等</p>
<p>9. 組織運営及び事務フロー・プロセスの効率化</p>

4【事業等のリスク】

当行の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 日本国政府の政策等について

当行は、当行法により、政府が当行の発行済株式の総数を常時保有する旨が定められているほか、前述（第1企業の概況 3事業の内容）のとおり、政府の監督や財務面の関与を受ける旨等が定められております。また、当行の業務運営は国の政策に基づき行われており、民間金融機関では対応が困難な分野を補完し、政策金融を機動的に実施する役割を有しております。今後においても、当行の業務運営、経営成績及び財政状態は、日本国政府の政策に影響を受けることとなります。

なお、以下の点についても留意が必要となります。

経済対策等への対応による影響について

当行は、平成25年4月より、円高対応緊急ファシリティを発展的に改編した海外展開支援融資ファシリティを実施しております。このほか、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）を踏まえて平成25年2月26日に創設した海外展開支援出資ファシリティを実施しております。

こうした経済対策等の実施に伴う予算措置等により、日本国政府による出資の受入や政府借入、政府保証債等の発行による多額の資金調達等を行うことがあり、当行の財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

法的規制等について

当行は、会社法及び当行法に基づく特殊会社であり、その運営においては当該法律及び関連法令等の規制を受けております。また、当行を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、会社法の規定にかかわらず、当行が独自に決定することはできず、別に法律において定めることになっております。従って、将来において、当該法的規制等に変化が生じた場合には当行の運営その他に影響を及ぼす可能性があります。

独立行政法人国際協力機構及び株式会社日本政策金融公庫との連帯債務について

平成24年4月1日以降、株式会社日本政策金融公庫発足前の旧国際協力銀行が発行した債券については、当行及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が連帯して債務を負い、当該債券の保有者は、当行及びJICAの財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。また、当行の成立時までに株式会社日本政策金融公庫が発行した社債については、分離後の当行及び同公庫が連帯して債務を負い、当該社債の保有者は、当行及び同公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。

(2) 業務におけるリスクについて

当行の各業務においては、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

しかしながら、リスク管理においてすべての予期せぬリスクを管理することは困難であり、当行の各業務において何らかの想定外の事象が生じた場合には、当行の業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、業務において主たるリスクと認識している事項は、以下のとおりであります。

ア 信用リスク

出融資保証等の業務を行っている当行においては、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等につき大幅に悪化した場合には、当行の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

イ 市場リスク

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されております。

市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当行においては、以下の対応を推進することにより、当該リスクが顕在化した場合の影響を極小化しております。

(為替リスク)

当行では、外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ等を利用し、為替レートの変動により損失を被るリスクを原則としてフルヘッジする方針をとっております。

(金利リスク)

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

() 円貨貸付業務においては、主として固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

() 外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

ウ 流動性リスク

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、外国為替資金、政府保証外債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しており、流動性リスクは限定的と考えます。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

エ オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

当行は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当行では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当行は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当行では、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定の上、訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(1) 経営成績の分析

主な収支

当事業年度は、資金運用収支が768億円の黒字、役員取引等収支が338億円の黒字、その他業務収支が25億円の黒字となり、粗利益は1,132億円の黒字となりました。これから営業経費170億円を控除した結果、業務純益は962億円の黒字となりました。特別損益等を含めた当期純利益は1,261億円となりました。

	前事業年度 (平成26年3月期)	当事業年度 (平成27年3月期)	増減
資金運用収支(億円)	654	768	114
資金運用収益(億円)	1,811	1,929	118
資金調達費用(億円)	1,156	1,160	3
役員取引等収支(億円)	215	338	123
役員取引等収益(億円)	237	359	121
役員取引等費用(億円)	22	20	1
その他業務収支(億円)	22	25	2
その他業務収益(億円)	36	41	4
その他業務費用(億円)	13	15	2
粗利益(億円) (= + +)	892	1,132	240
営業経費(億円)	149	170	20
業務純益(億円)	-	962	219
その他経常収支(億円)	171	242	71
その他経常収益(億円)	176	242	66
その他経常費用(億円)	5	-	5
経常利益(億円)	913	1,204	291
特別損益(億円)	0	56	56
当期純利益(億円)	913	1,261	348

与信関係費用

当事業年度の与信関係費用は、前事業年度比2億円増の134億円となりました。

	前事業年度 (平成26年3月期)	当事業年度 (平成27年3月期)	増減
貸倒引当金繰入額(は戻入益)(億円)	100	133	33
一般貸倒引当金繰入額(は戻入益)(億円)	70	27	97
個別貸倒引当金繰入額(は戻入益)(億円)	0	102	102
特定海外債権引当勘定(は戻入益)(億円)	169	3	166
貸出金償却(億円)	-	-	-
株式等償却(億円)	-	-	-
国債等債券償却(億円)	-	-	-
償却債権取立益(億円)	37	1	36
与信関係費用(億円) (= + + + -)	137	134	2

(2) 財政状態の分析

貸出金

当事業年度末の貸出金残高は、14兆4,329億円となりました(参考:前事業年度末比1兆7,775億円増加)。

	前事業年度末 (平成26年3月末)	当事業年度末 (平成27年3月末)	増減
貸出金残高(未残)(億円)	126,554	144,329	17,775
うちリスク管理債権(億円)	2,493	2,301	191

リスク管理債権の状況

債務者区分	前事業年度末 (平成26年3月末)	当事業年度末 (平成27年3月末)	増減
破綻先債権額(億円)	-	-	-
延滞債権額(億円)	963	1,204	241
3ヵ月以上延滞債権額(億円)	755	359	396
貸出条件緩和債権額(億円)	773	737	36
合計(億円)	2,493	2,301	191

貸出金残高(未残)(億円)	126,554	144,329	17,775
貸出金残高比(%)	1.97	1.59	0.38

(参考) 金融再生法開示債権の状況

当行は、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号))の適用はありませんが、以下は民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

債務者区分	前事業年度末 (平成26年3月末)	当事業年度末 (平成27年3月末)	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(億円)	-	-	-
危険債権(億円)	963	1,204	241
要管理債権(億円)	1,529	1,097	432
合計(A)(億円)	2,493	2,301	191
正常債権(億円)	148,652	168,195	19,543

総与信残高(未残)(億円)	151,145	170,497	19,351
総与信残高比(%)	1.65	1.35	0.30

貸倒引当金(B)(億円)	991	829	161
引当率(B/A×100)(%)	39.77	36.04	3.73

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定は含んでおりません。

政府からの出資金

当事業年度における政府からの出資金として、JBICアフリカ貿易投資促進ファシリティを本格展開するための資金として、310億円受け入れております。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金による収入の減少等により、前事業年度比1,186億円収入が減少して323億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得の減少等により、前事業年度比807億円支出が減少して193億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、国庫納付の支払等があった一方、株式の発行による収入により、前事業年度比170億円支出が減少して146億円の支出となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度比17億円減少して406億円となりました。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月期)	当事業年度 (平成27年3月期)	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	151,011	32,337	118,674
投資活動によるキャッシュ・フロー	100,086	19,356	80,730
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,712	14,695	17,016

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資等の概要は以下のとおりです。

(1) 設備投資の総額

情報システム関連投資等を実施しました。その結果、設備投資の総額は2,731百万円となりました。

(2) 処分（売却及び除却）した設備の総額

当事業年度において重要な設備の処分はありません。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における当行の主要な設備は、以下のとおりです。

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・舎宅等	27,177	24,664	3,040	567	28,272	666

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設・除却等は、以下のとおりです。

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	2,897		自己資金		

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,164,000,000,000
計	5,164,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,391,000,000,000	1,391,000,000,000	非上場	権利内容になんら限定のない当行における標準的な株式であります。なお、単元株制度は採用していません。
計	1,391,000,000,000	1,391,000,000,000		

(注) 当行法第3条の規定に基づき、当行の発行済株式の総数は、政府が保有することとされております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成25年3月27日 (注1)	-	1,291,000,000,000	-	1,291,000		
平成25年3月28日 (注2)	69,000,000,000	1,360,000,000,000	69,000	1,360,000		
平成26年6月27日 (注2)	31,000,000,000	1,391,000,000,000	31,000	1,391,000		

(注) 1. 設立時において、資本金は1,291,000百万円、資本準備金は0円としております。

2. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。

(6) 【所有者別状況】

(平成27年3月31日現在)

区分	株式の状況							単元未 満株式 の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その 他の 法人	外国法人等		個人 その 他		計
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式 数(株)	1,391,000,000,000	-	-	-	-	-	-	1,391,000,000,000	-
所有株式 数の割合 (%)	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 定款において1単元の株式数の定めはありません。

(7) 【大株主の状況】

(平成27年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞ヶ関三丁目1番 1号	1,391,000,000,000	100.00
計	-	1,391,000,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成27年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式1,391,000,000,000	1,391,000,000,000	株主として権利内容に なんら限定のない株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式1,391,000,000,000	-	-
総株主の議決権	-	1,391,000,000,000	-

(注) 議決権の数については、定款において1単元の株式数の定めがないことから、株式数をもって議決権の数として
おります。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当行は、当行法第31条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施しておりません。

当行は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が、

零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3か月以内に国庫に納付しなければならないとされており（当行法第31条第1項）、

零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされており（同条第2項）。

なお、国庫納付につきましては、平成26年6月27日に45,683百万円の国庫納付を実施しております。

また、当事業年度の決算においては、平成27年6月29日に63,684百万円の国庫納付を実施する予定です。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当行株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

当行株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 総裁	-	渡辺 博史	昭和24年6月26日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成16年7月 財務官 平成20年4月 一橋大学大学院商学研究科教授 平成20年10月 株式会社日本政策金融公庫代表取締役副総裁・国際協力銀行経営責任者 平成24年4月 当行代表取締役副総裁 平成25年12月 当行代表取締役総裁(現職)	(注)1.	-
代表取締役 副総裁	-	矢島 浩一	昭和30年7月27日生	昭和54年4月 日本輸出入銀行入行 平成23年6月 株式会社日本政策金融公庫特別参与 平成23年7月 同 国際協力銀行資源・環境ファイナンス部門長 平成24年4月 当行執行役員、資源・環境ファイナンス部門長 平成25年6月 当行取締役、資源・環境ファイナンス部門長 平成25年12月 当行代表取締役副総裁(現職)	(注)1.	-
代表取締役 専務取締役	-	前田 匡史	昭和32年12月25日生	昭和57年4月 日本輸出入銀行入行 平成24年5月 当行執行役員、インフラ・ファイナンス部門長 平成25年12月 当行代表取締役専務取締役、インフラ・ファイナンス部門長 平成26年7月 当行代表取締役専務取締役、インフラ・環境ファイナンス部門長 平成27年6月 当行代表取締役専務取締役(現職)	(注)1.	-
取締役	企画・管理部門長	安間 匡明	昭和35年1月6日生	昭和57年4月 日本輸出入銀行入行 平成24年5月 当行経営企画部長 平成25年12月 当行執行役員、企画・管理部門長 平成27年6月 当行取締役、企画・管理部門長(現職)	(注)2.	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	-	近藤 章 (注) 4 .	昭和20年 2 月 2 日生	昭和42年 4 月 株式会社住友銀行入行 平成 9 年 6 月 同 常務取締役 平成11年 4 月 大和証券SBキャピタル・マー ケッツ株式会社代表取締役副 社長 平成12年 5 月 ソニー株式会社執行役員専務 兼Deputy CFO 平成21年 6 月 富士火災海上保険株式会社取 締役兼代表執行役社長兼CEO 平成23年10月 同 取締役 平成23年10月 チャーティス・ファー・イー スト・ホールディングス株式 会社(現AIGジャパン・ホール ディングス株式会社)副会長 平成24年 4 月 当行取締役(現職) 平成26年 6 月 カルビー株式会社監査役(現 職) 平成27年 6 月 株式会社レーサム社外取締役 (現職)	(注) 1 .	-
常勤監査役	-	井本 裕	昭和32年 9 月10日生	昭和56年 4 月 日本輸出入銀行入行 平成23年 1 月 株式会社日本政策金融公庫国 際協力銀行 西日本統括審議 役 平成23年 7 月 同 産業ファイナンス部門西 日本総代表 平成24年 4 月 当行監査役(現職)	(注) 3 .	-
監査役	-	五十嵐 達朗 (注) 5 .	昭和26年 9 月30日生	昭和50年11月 等松・青木監査法人入所 平成19年10月 監査法人トーマツ品質管理本 部マニュアル室室長 平成23年10月 五十嵐公認会計士事務所開業 (現職) 平成24年 4 月 当行監査役(現職)	(注) 3 .	-
監査役	-	玉井 裕子 (注) 5 .	昭和40年11月28日生	平成 6 年 4 月 長島・大野法律事務所入所 平成15年 1 月 長島・大野・常松法律事務所 パートナー(現職) 平成27年 6 月 当行監査役(現職)	(注) 2 .	-
計						-

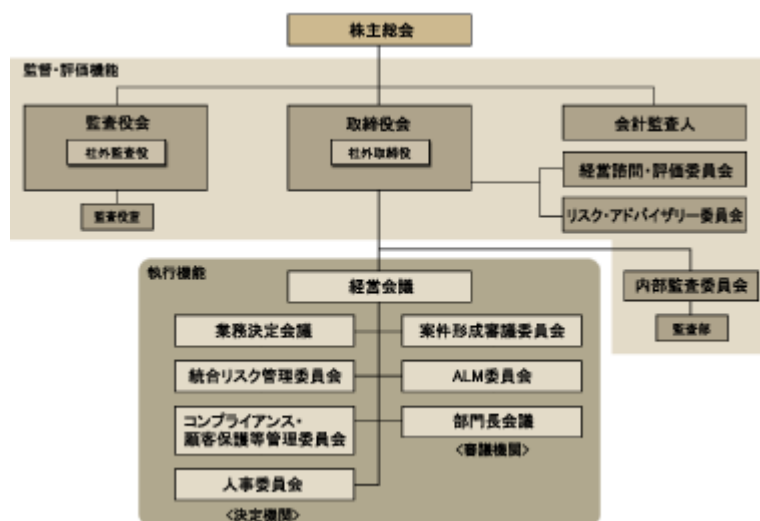
- (注) 1 . 任期は、平成26年 6 月24日から平成27年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
2 . 任期は、平成27年 6 月23日から平成27年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
3 . 任期は、平成24年 4 月 1 日から平成27年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4 . 取締役 近藤 章は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。
5 . 監査役 五十嵐 達朗及び玉井 裕子は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当行は、当行法に規定される当行のミッション遂行や、企業理念の実現のため、業務の適正と効率を意識したコーポレート・ガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。



国の関与について

当行は、国の100%出資の株式会社であり、株主としての国の統制のほか、財務大臣からの監督、国会による予算等の統制、会計検査院検査、財務大臣による検査、財務大臣の委任に基づく金融庁検査等の国の統制に服しております。

監督・評価と業務執行について

当行は、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等の観点から、会社法所定の実務取締役会、監査役会等の機関に加え、経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザー委員会、内部監査委員会、経営会議を設置し、さらに経営会議から委任を受ける各種の会議・委員会を設置しております。

(イ) 取締役会及び取締役

取締役会は、5名の取締役で構成し、うち1名を会社法に規定する社外取締役としております。社外取締役は、当行の代表取締役・業務執行取締役とは異なる社外出身者の視点から当行の業務執行の監視・監督を行うほか、経営諮問・評価委員会及びリスク・アドバイザー委員会の委員として、当行のガバナンス態勢向上に貢献しております。

(ロ) 監査役会及び監査役

監査役会は、3名の監査役で構成し、うち2名を会社法に規定する社外監査役としております。監査役は、毎月1回程度、監査役会を開催し、監査に関する審議や主な監査活動の報告等を行っております。社外監査役は、常勤監査役とも連携のうえ、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、当行のガバナンス態勢向上に貢献しております。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しております。

(ハ) 経営諮問・評価委員会

経営諮問・評価委員会は、3名以上7名以下の社外の有識者及び社外取締役で構成し、当行の業務及び運営の状況や、当行の経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行っております。

(ニ) リスク・アドバイザー委員会

リスク・アドバイザー委員会は、3名以上7名以下の社外の有識者及び社外取締役で構成し、当行の大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関して助言を行っております。

(ホ) 内部監査委員会

内部監査委員会は、代表取締役及び社外取締役で構成し、取締役会の委任に基づき、内部監査に関する重要事項の決定・審議を行っております。

(ヘ) 経営会議

経営会議は、代表取締役・業務執行取締役及び全執行役員で構成し、取締役会の委任に基づき、当行の経営上の重要事項の決定・審議を行うことにより、当行の機動的な業務執行を担います。なお、個別の融資案件の決定等は、以下の会議・委員会に委任しております。

イ 業務決定会議

経営会議の委任に基づき、当行の出融資保証等業務に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ロ 統合リスク管理委員会

経営会議の委任に基づき、当行の統合リスク管理に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ハ コンプライアンス・顧客保護等管理委員会

経営会議の委任に基づき、当行のコンプライアンス及び顧客保護等管理に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ニ 人事委員会

経営会議の委任に基づき、当行の人事に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ホ 案件形成審議委員会

経営会議の委任に基づき、当行の出融資保証等案件についての対応方針や大口与信先向け与信方針等に関する審議を行っております。

ヘ ALM委員会

経営会議及び統合リスク管理委員会の委任に基づき、当行の資産負債管理（ALM）に関する重要事項の審議を行っております。

ト 部門長会議

経営会議の委任に基づき、国・地域別の業務方針等の部門横断的な事項の審議を行っております。

部門制の導入について

当行は、業務における各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件形成能力を高め、当行のミッションのより機動的・戦略的な遂行を図るため、平成23年7月より部門制を導入しております。

具体的には、資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門、産業ファイナンス部門、企画・管理部門、審査・システム部門を設置し、各部門の下に専門性を持った部を設置しております。

各部門については担当取締役を置くとともに、各部門の長には取締役または執行役員が就任します。各部門は部門長の指揮の下で一体的に運営され、業務の機動性・効率性の向上を図っております。

リスク管理体制

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等のさまざまなリスクを伴います。当行は政策金融機関として政策目的の実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制を構築しています。

具体的には、当行が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の健全性及び適切性の確保ならびに透明性の向上を図ることを当行のリスク管理の目的と定め、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を置いています。また、社外の有識者等で構成し、当行の大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関し助言を行うリスク・アドバイザー委員会を設置しています。

政策金融機関として当行が業務運営上抱えるさまざまなリスクのうち代表的なリスクに対しては、次のようなリスク管理を行っております。

(イ) 信用リスク管理

信用リスクは、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクのことで、与信を中心とする当行の業務において本質的なものです。当行の与信の信用リスクを分類すれば、外国政府等向け

与信に伴うソヴリンリスク、企業向け与信に伴うコーポレートリスク、与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないプロジェクトリスク、さらに外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）があります。当行が行っている日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持及び向上、ならびに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進等のための金融という性格上、当行の与信は外国政府・政府機関や外国企業向けのもが多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴になっています。

イ 個別与信管理

当行の信用リスク管理の基本は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理です。新規与信にあたっては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析が行われます。また、外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しています。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっています。

外国政府等向け与信または外国企業向け与信に関しては、当行は公的金融機関としての性格を最大限に活用して、相手国政府関係当局とはもちろんのこと、国際通貨基金（International Monetary Fund:IMF）や世界銀行等の国際機関、先進国の輸出信用機関等の当行類似の公的機関、さらに民間金融機関等との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを評価しています。

内外企業向け与信に関しては、与信先企業の信用力や提供される担保・保証の適格性等が評価の対象になりますが、特に海外事業に関連する与信の場合には、与信対象となる取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等の審査や与信先企業の属する各産業分野についても調査したうえで評価を行っています。

ロ 行内信用格付

当行では、行内信用格付制度を整備し、原則としてすべての与信先に対して行内信用格付を付与しています。行内信用格付は、個別与信の判断に利用するほか、後述する信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。

ハ 資産自己査定

一般に日本の民間金融機関では金融庁の「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」に沿って資産自己査定を行っています。当行においても同マニュアルを基に、当行の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定及び内部監査対応部門による内部監査という態勢をとっています。資産自己査定の結果については、当行における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当行の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

ニ 信用リスク計量化

当行では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っています。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ（注）等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、内部管理に活用しています。

（注）パリクラブとは、債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合のことをいいます。1956年にアルゼンチンの債務問題について開催されたのを皮切りに、以後フランス経済財政産業省（パリ）が事務局となり、パリで開催されることから、パリクラブと呼ばれるようになりました。

（ロ）市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、当行では市場リスクに対し、以下のような対応をしています。

イ 為替リスク

外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関しては、原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっています。

ロ 金利リスク

将来の資産・負債構造及び損益状況の把握に努めるとともに、外貨貸付業務においては貸付・調達ともに金利スワップを利用して原則として変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクをヘッジしています。一方、円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っていますが、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分ではスワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的となっています。

(ハ) 金融派生商品(デリバティブ)取引等

金融派生商品取引等に対する基本的取り組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

イ 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

市場性信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

ロ 前記のリスクに対する当行の対応

市場性信用リスク

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価及び信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと相殺されています。

(ニ) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。

当行は財政融資資金借入、政府保証外債、財投機関債等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

(ホ) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクであり、事務リスク、システムリスクのほか、当行の業務に付随する直接的、間接的なさまざまなリスクが存在します。当行ではこのようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針です。

イ 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行では、事務リスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めています。

ロ システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当行においては、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定のうえ訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っています。

内部統制基本方針について

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、役職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について、内部統制基本方針を定めております。

内部統制基本方針

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第1条 本行は、取締役及び職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下「法令等」という。)に適合することを確保するため、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、これらの内部規程を本行の取締役及び職員に周知する。

2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。

3 本行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

4 本行は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

5 本行は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

6 本行は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第2条 本行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の本行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。

2 本行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。

3 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第3条 本行は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

2 本行は、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

3 本行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努める。

4 本行は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第4条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

2 本行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3 本行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4 本行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

第5条 本行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。

2 本行は、内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。

3 本行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

4 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。

5 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

6 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

第6条 本行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。

2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

3 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項)

第7条 本行は、監査役の職務を補助する職員（以下「監査役室職員」という。）の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

2 本行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、本行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。

(1) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること

(2) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと

(3) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること

(4) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと

(5) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること

(6) 常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

第8条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

2 取締役及び職員は、本行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

3 本行は、前項に基づき報告を行った取締役及び職員に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

2 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

4 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。

5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

第10条 監査役が、前条の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は本行が負担する。

情報資産の保存及び管理について

当行は、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うため、情報資産の利用及び管理に関する基本方針である「セキュリティポリシー」を定め、これに基づき情報資産の適切な取扱い・管理・保護・維持を行っております。

コンプライアンス（法令等遵守）について

当行は、行動原則の一つに「倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。」を掲げております。役員等、国際的業務を行う政策金融機関として社会的・国際的に求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、かつ、当行の役員等による法令等の違反行為の発生が、当行全体の信用の失墜を招き、当行の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえで、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めております。

コンプライアンス・顧客保護等管理委員会を中心に、積極的なコンプライアンスへの取り組みを推進し、コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス統括室を設置しております。

各部門及び地域統括の海外駐在員事務所にはコンプライアンス統括オフィサー、各部署及び海外駐在員事務所にはコンプライアンスオフィサーを置き、職員のコンプライアンスに対する意識の醸成等、各部門等における積極的なコンプライアンスへの取り組みを推進しております。

当行では、コンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員に対するコンプライアンス研修等を通じて周知しております。こうしたコンプライアンスにかかる態勢の整備や研修等を実施するために、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定しております。

また、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、通常の業務ラインによる報告ルートに加え、内部通報制度を整備し、これを適切に運営しております。

顧客保護等管理方針について

当行は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、「顧客保護等管理方針」を策定し、本方針に基づきお客さまの視点に立った取り組みに努めております。

個人情報の保護について

当行は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法制の下、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しております。

利益相反管理方針について

当行は、金融商品取引法に従い、「利益相反管理方針」を策定し、その概要を公表しております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(イ) 内部監査の状況

当行は、業務執行部門から独立した総裁直属の部署として監査部を設置し、当行の業務全般に係る法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び必要に応じてその改善のための提言を実施しております。

年度監査計画、半期・年度監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務執行を担う経営会議から独立した意思決定機関として、社外取締役を含む内部監査委員会による審議・決定を経て、取締役会に報告される仕組みとなっております。また、事業年度中の監査結果については個別に総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかに措置しうる態勢をとっております。

また、監査部は、内部監査の効率的な実施のため、監査役及び会計監査人と必要な情報交換および連携を実施しております。

平成27年5月31日現在の監査部の人員は7名となっております。

(ロ) 監査役監査の状況

監査役は3名の体制となっており、うち2名を社外監査役としております。

監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な意見交換、海外駐在員事務所往査等を通じて、取締役の執行状況を監査しております。

また、監査役は、会計監査人及び監査部と定期的に情報や意見を交換しており、相互に補完・協力しながら、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

(ハ) 会計監査の状況

当行の当事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、茂木哲也氏、三浦昇氏、伊澤賢司氏の3名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査業務に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当行の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他16名の計27名となっております。

会社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害關係の概要

当行の社外取締役及び社外監査役と、当行の間には特別な利害關係はありません。

取締役及び監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当行は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約を取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役と締結しております。

取締役の定数

当行の取締役は、5名以内とする旨、定款に定めております。

取締役、代表取締役及び監査役の選解任の決議要件

当行法第6条の規定により、当行の取締役、代表取締役及び監査役の選解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

役員報酬の内容

平成26年4月1日から平成27年3月31日における当行の取締役及び監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

（イ）取締役に対する報酬等 93百万円（うち社外取締役 9百万円）

（ロ）監査役に対する報酬等 32百万円（うち社外監査役 16百万円）

（注）1．上記の報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額6百万円（取締役5百万円、監査役1百万円）が含まれております。

2．上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、9百万円（取締役8百万円、監査役1百万円）を計上しております。

3．上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

（2）【監査報酬の内容等】

イ【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）（注） 2．	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	75	57	193	15

（注）1．「監査公認会計士等」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

（注）2．IFRS財務諸表に関する監査業務として114百万円の対価を含みます。

ロ【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

ハ【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザー業務等であります。

当事業年度

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アジア諸国の税務・会計制度調査業務及び米国証券取引委員会への平成26年度年次更新書類同意書発出業務等であります。

ニ【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」（平成24年財務省令第15号）に準拠しております。

2．監査証明について

当行は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

3．連結財務諸表について

当行は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
現金預け金	723,189	850,496
現金	0	0
預け金	723,189	850,496
買現先勘定	2 202,733	
有価証券	1 227,201	1 261,786
その他の証券	227,201	261,786
貸出金	3, 4, 5, 6, 7 12,655,401	3, 4, 5, 6, 7 14,432,949
証書貸付	12,655,401	14,432,949
その他資産	213,627	430,297
前払費用	323	520
未収収益	37,008	45,331
金融派生商品	73,135	18,913
金融商品等差入担保金	102,890	365,250
その他の資産	271	282
有形固定資産	9 28,558	9 28,295
建物	3,176	3,040
土地	24,694	24,664
リース資産	31	22
その他の有形固定資産	655	567
無形固定資産	1,561	3,154
ソフトウェア	1,561	3,154
支払承諾見返	2,422,658	2,572,328
貸倒引当金	128,885	115,492
資産の部合計	16,346,047	18,463,816
負債の部		
借入金	8,407,707	9,425,316
借入金	8,407,707	9,425,316
社債	8 2,711,377	8 3,049,490
その他負債	448,229	949,227
未払費用	29,106	27,645
前受収益	52,091	63,934
金融派生商品	303,640	833,744
金融商品等受入担保金	63,140	12,750
リース債務	38	31
その他の負債	211	11,121
賞与引当金	483	500
役員賞与引当金	5	6
退職給付引当金	14,251	6,395
役員退職慰労引当金	20	30
支払承諾	2,422,658	2,572,328
負債の部合計	14,004,734	16,003,296
純資産の部		
資本金	1,360,000	1,391,000
利益剰余金	911,366	993,053
利益準備金	820,000	865,683
その他利益剰余金	91,366	127,369
繰越利益剰余金	91,366	127,369
株主資本合計	2,271,366	2,384,053

その他有価証券評価差額金	5,472	12,786
繰延ヘッジ損益	64,472	63,681
評価・換算差額等合計	69,945	76,467
純資産の部合計	2,341,312	2,460,520
負債及び純資産の部合計	16,346,047	18,463,816

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
経常収益	226,100	257,252
資金運用収益	181,143	192,973
貸出金利息	149,769	166,130
有価証券利息配当金	643	2,030
買現先利息	262	59
預け金利息	1,623	1,479
金利スワップ受入利息	28,784	23,116
その他の受入利息	60	156
役務取引等収益	23,722	35,901
その他の役務収益	23,722	35,901
その他業務収益	3,615	4,100
外国為替売買益	3,615	3,856
その他の業務収益	-	244
その他経常収益	17,617	24,276
貸倒引当金戻入益	10,006	13,392
償却債権取立益	3,713	101
株式等売却益	-	0
組合出資に係る持分損益	1 3,694	1 10,633
その他の経常収益	203	148
経常費用	134,741	136,755
資金調達費用	115,677	116,076
借入金利息	57,187	50,488
社債利息	58,430	65,567
その他の支払利息	60	20
役務取引等費用	2,217	2,088
その他の役務費用	2,217	2,088
その他業務費用	1,377	1,585
社債発行費償却	979	659
金融派生商品費用	138	520
その他の業務費用	260	405
営業経費	14,952	17,004
その他経常費用	516	-
その他の経常費用	516	-
経常利益	91,358	120,496
特別利益	8	5,707
固定資産処分益	8	9
厚生年金基金代行返上益	-	5,698
特別損失	0	16
固定資産処分損	0	16
当期純利益	91,366	126,187

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,360,000	788,314	63,370	851,685	2,211,685
当期変動額					
準備金繰入		31,685	31,685	-	-
国庫納付			31,685	31,685	31,685
当期純利益			91,366	91,366	91,366
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	31,685	27,996	59,681	59,681
当期末残高	1,360,000	820,000	91,366	911,366	2,271,366

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,221	132,831	135,053	2,346,738
当期変動額				
準備金繰入				-
国庫納付				31,685
当期純利益				91,366
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,251	68,358	65,107	65,107
当期変動額合計	3,251	68,358	65,107	5,425
当期末残高	5,472	64,472	69,945	2,341,312

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	1,360,000	820,000	91,366	911,366	2,271,366
会計方針の変更による 累積的影響額			1,182	1,182	1,182
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,360,000	820,000	92,549	912,549	2,272,549
当期変動額					
新株の発行	31,000				31,000
準備金繰入		45,683	45,683	-	-
国庫納付			45,683	45,683	45,683
当期純利益			126,187	126,187	126,187
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	31,000	45,683	34,820	80,504	111,504
当期末残高	1,391,000	865,683	127,369	993,053	2,384,053

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,472	64,472	69,945	2,341,312
会計方針の変更による 累積的影響額				1,182
会計方針の変更を反映し た当期首残高	5,472	64,472	69,945	2,342,494
当期変動額				
新株の発行				31,000
準備金繰入				-
国庫納付				45,683
当期純利益				126,187
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,313	791	6,521	6,521
当期変動額合計	7,313	791	6,521	118,026
当期末残高	12,786	63,681	76,467	2,460,520

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	91,366	126,187
減価償却費	1,245	1,356
貸倒引当金の増減()	10,006	13,392
賞与引当金の増減額(は減少)	37	17
役員賞与引当金の増減額(は減少)	0	0
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,344	6,673
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8	9
資金運用収益	181,143	192,973
資金調達費用	115,677	116,076
有価証券関係損益()	3,694	10,633
固定資産処分損益(は益)	8	7
貸出金の純増()減	2,100,273	1,777,548
借入金の純増減()	1,173,109	1,017,608
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	134,009	129,022
買現先勘定の純増()減	82,169	202,733
普通社債発行及び償還による増減()	494,432	336,800
資金運用による収入	178,618	186,808
資金調達による支出	112,765	116,172
その他	289,587	291,148
小計	151,011	32,337
営業活動によるキャッシュ・フロー	151,011	32,337
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	104,301	30,927
有価証券の売却による収入	4,801	12,472
有価証券の償還による収入	1,171	1,816
有形固定資産の取得による支出	771	244
有形固定資産の売却による収入	10	51
無形固定資産の取得による支出	998	2,525
投資活動によるキャッシュ・フロー	100,086	19,356
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	31,000
リース債務の返済による支出	26	12
国庫納付の支払額	31,685	45,683
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,712	14,695
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	19,212	1,715
現金及び現金同等物の期首残高	23,154	42,367
現金及び現金同等物の期末残高	1 42,367	1 40,651

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～35年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません（前事業年度末も、その金額はありません）。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(追加情報)

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成26年10月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。当事業年度における損益に与えている影響額は5,698百万円であり、特別利益に計上しております。

また、当行は平成26年10月1日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しました。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。これによる当事業年度の財務諸表への影響は軽微であります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日銀預け金であります。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)のうち、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,182百万円減少し、利益剰余金が1,182百万円増加しております。

なお、当事業年度の経常利益や当期純利益への影響及び当事業年度の1株当たり純資産額や1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
株式	1,499百万円	2,061百万円
出資金	81,167百万円	83,251百万円

2. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当該処分をせずに所有しているものは次のとおりであります。

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
202,733百万円	-

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
破綻先債権額	-	-
延滞債権額	96,366百万円	120,482百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	75,579百万円	35,945百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
貸出条件緩和債権額	77,386百万円	73,770百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
合計額	249,332百万円	230,198百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
貸付未実行残高	2,232,353百万円	3,126,981百万円

8. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
社債	2,711,377百万円	3,049,490百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
減価償却累計額	698百万円	1,140百万円

10. 偶発債務

社債の債務履行引受契約（デット・アサンプション）に係る偶発債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
第15回国際協力銀行債券	50,000百万円	-

また、当行は平成24年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
780,000百万円	710,000百万円

11. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
組合出資に係る持分損益	3,565百万円	13,405百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末株 式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,360,000,000	-	-	1,360,000,000	
種類株式	-	-	-	-	
合計	1,360,000,000	-	-	1,360,000,000	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末株 式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,360,000,000	31,000,000	-	1,391,000,000	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合計	1,360,000,000	31,000,000	-	1,391,000,000	(注)
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 31,000,000千株

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金預け金勘定	723,189百万円	850,496百万円
定期性預け金等	680,822百万円	809,845百万円
現金及び現金同等物	42,367百万円	40,651百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

動産であります。

(イ) 無形固定資産

該当ありません。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1年内	0	-
1年超	-	-
合計	0	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証含む。)及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金、借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいたことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債(オフ・バランスを含む。)から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性がありますが、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

八 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当行の、金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置のうえ、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は以下のとおりとなっております。

（ ）為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

（ ）金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。但し、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

() 市場リスクの状況

当行は金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっております。更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量 (VaR) 等を計測しており、当事業年度の当行における市場リスク量 (VaR) の状況は以下のとおりとなっております。なお、リスク量計測方法の精緻化に伴い、当事業年度より、外貨出資業務に伴う為替変動リスクも含めて市場リスク量 (VaR) を計測しております。

a VaRの状況 (当事業年度末)

金利VaR : 823億円
為替VaR : 1,394億円

b VaRの計測手法

金利VaR : ヒストリカル法
為替VaR : 分散共分散法
定量基準 : 信頼区間 99% 保有期間 1年 観測期間 5年

c VaRによるリスク管理

VaRとは、過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測に当たっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、金利VaRについてはVaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は以下のとおりです。

- ・信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・VaR値は特定的前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

八 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	723,189	723,189	-
(2) 買現先勘定	202,733	202,733	-
(3) 有価証券 その他有価証券	40,129	40,129	-
(4) 貸出金 貸倒引当金（*1）	12,655,401 126,709		
	12,528,691	12,558,905	30,214
(5) 金融商品等差入担保金	102,890	102,890	-
資産計	13,597,633	13,627,848	30,214
(1) 借入金	8,407,707	8,488,478	80,770
(2) 社債	2,711,377	2,770,588	59,210
(3) 金融商品等受入担保金	63,140	63,140	-
負債計	11,182,225	11,322,207	139,981
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(230,505)	(230,505)	-
デリバティブ取引計	(230,505)	(230,505)	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	850,496	850,496	-
(2) 買現先勘定	-	-	-
(3) 有価証券			
其他有価証券	39,393	39,393	-
(4) 貸出金	14,432,949		
貸倒引当金（*1）	113,503		
	14,319,445	14,383,432	63,986
(5) 金融商品等差入担保金	365,250	365,250	-
資産計	15,574,586	15,638,572	63,986
(1) 借入金	9,425,316	9,502,290	76,974
(2) 社債	3,049,490	3,128,010	78,520
(3) 金融商品等受入担保金	12,750	12,750	-
負債計	12,487,556	12,643,050	155,494
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(814,830)	(814,830)	-
デリバティブ取引計	(814,830)	(814,830)	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）買現先勘定

買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券は、約定期間が短期間（3カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）有価証券

其他有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

（4）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フローティング・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から現在の貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

（5）金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
非上場株式(子会社・関連会社)(*1)	1,499	2,061
非上場株式(子会社・関連会社以外)(*1)	86,527	114,893
組合出資金(子会社・関連会社)(*2)	81,167	83,251
組合出資金(子会社・関連会社以外)(*2)	17,878	22,186
合 計	187,072	222,392

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	723,189	-	-	-	-	-
買現先勘定	202,733	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券	1,781	11,092	18,800	8,000	2	-
貸出金(*2)	1,801,513	2,551,912	2,267,384	1,989,365	2,020,247	1,853,015
合計	2,729,217	2,563,004	2,286,184	1,997,365	2,020,250	1,853,015

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない171,962百万円は含めておりません。

(*3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	850,496	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券	10,417	14,401	13,900	-	2	-
貸出金(*2)	1,740,690	2,654,313	2,737,387	2,307,041	2,788,346	2,048,300
合計	2,601,604	2,668,715	2,751,287	2,307,041	2,788,349	2,048,300

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない156,869百万円は含めておりません。

(*3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(注4) 借入金、社債及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	966,128	1,708,232	5,024,647	28,900	679,800	-
社債	386,347	1,037,338	1,015,675	152,806	102,920	20,000
合計	1,352,475	2,745,570	6,040,322	181,706	782,720	20,000

(*1) 金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,075,048	1,773,123	5,647,744	138,800	790,600	-

社債	638,620	918,410	1,021,317	95,679	360,510	20,000
合計	1,713,669	2,691,533	6,669,061	234,479	1,151,110	20,000

(* 1) 金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	37,502	36,881	620
	小計	37,502	36,881	620
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	182,627	182,628	0
	小計	182,627	182,628	0
合計		220,129	219,509	619

当事業年度（平成27年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	38,582	36,881	1,701
	小計	38,582	36,881	1,701
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	243,560	243,561	0
	小計	243,560	243,561	0
合計		282,143	280,442	1,701

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

6. 保有目的を変更した有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(平成26年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	5,472
その他有価証券(*)	5,472
その他の金銭の信託	-
その他有価証券評価差額金	5,472

(*)「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券にかかる為替換算差額が含まれております。

当事業年度（平成27年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	12,786
その他有価証券（*）	12,786
その他の金銭の信託	-
その他有価証券評価差額金	12,786

（*）「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券にかかる為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前事業年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債	2,270,081	2,036,403	42,953
			606,933	600,508	29,642
			44,043	44,043	6
	合計		-	-	13,316

(注) 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当事業年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債	2,738,401	2,149,781	59,672
			618,553	612,141	51,748
			28,098	15,374	17
	合計		-	-	7,941

(注) 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前事業年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 借入金 社債	4,866,517	4,217,463	243,820	
			為替予約 売建 買建	1,635	-	2
				79	-	0
	合計		-	-	243,821	

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当事業年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
----------	----	---------	---------------	----------------------------	-------------

原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 借入金 社債	5,122,066	4,085,292	822,773
	為替予約	貸出金			
	売建 買建		1 178	- -	0 1
	合計		-	-	822,772

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、平成26年10月1日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

当行は、確定給付型の制度として、企業年金制度(平成26年10月1日に厚生年金基金制度から移行)及び退職一時金制度を設けております。当行の企業年金制度は複数事業主制度であります。自社の拠出に対応する年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金又は一時金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、当行は、平成26年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。

なお、当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、平成26年10月1日に過去分返上の認可を受けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	20,375	19,483
会計方針の変更による累積的影響額	-	1,202
会計方針の変更を反映した期首残高	-	18,281
勤務費用(注)	461	433
利息費用	213	195
数理計算上の差異の発生額	917	985
退職給付の支払額	828	631
過去勤務費用の発生額	1,680	271
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	-	5,678
その他	25	13
退職給付債務の期末残高	19,483	13,327

(注) 厚生年金基金及び企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	4,780	5,231
会計方針の変更による累積的影響額	-	19
会計方針の変更を反映した期首残高	-	5,211
期待運用収益	95	97
数理計算上の差異の発生額	561	373
事業主からの拠出額	166	1,576
退職給付の支払額	396	340
その他	25	13
年金資産の期末残高	5,231	6,932

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,438	8,329
年金資産	5,231	6,932
	9,206	1,396
非積立型制度の退職給付債務	5,044	4,998
未積立退職給付債務	14,251	6,395
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,251	6,395
退職給付引当金	14,251	6,395
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,251	6,395

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用(注1)	461	433
利息費用	213	195
期待運用収益	95	97
数理計算上の差異の費用処理額	355	631
過去勤務費用の費用処理額(注2)	1,680	271
確定給付制度に係る退職給付費用	745	891
厚生年金基金に係る代行部分返上に伴う損益(注3)	-	5,698

(注) 1. 厚生年金基金及び企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

2. 平成25年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けたことにより、前事業年度において過去勤務費用の費用処理額が 927百万円発生しております。また、平成25年12月20日付で退職金に関する規則の改正を行ったことにより、前事業年度において、過去勤務費用の費用処理額が 753百万円発生しております。なお、平成26年10月1日付で厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度へ移行したことにより、当事業年度において、過去勤務費用の費用処理額が 271百万円発生しております。

3. 特別利益に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
債券	40%	38%
株式	45%	13%
生命保険会社一般勘定	11%	8%
現金及び預金	4%	41%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
割引率	1.1%	0.7%
長期期待運用収益率	2.0%	2.5%
予想昇給率	4.7%	3.9%

3. 確定拠出制度

当行は、平成26年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。確定拠出制度への要拠出額は当事業年度12百万円であります。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、出融資保証業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. サービスごとの情報

当行は、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位:百万円)

国内	豪州	アジア・大洋州 (除豪州)	ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	北米・中南米	合計
42,639	17,463	57,258	61,188	47,549	226,100

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. サービスごとの情報

当行は、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

国内	豪州	アジア・大洋州 (除豪州)	ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	北米・中南米	合計
42,978	29,635	55,768	65,714	63,154	257,252

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において「アジア・大洋州」に含めていた「豪州」の経常収益は、損益計算書の経常収益の10%以上を占めたため、当事業年度より区分掲記しております。これに伴い、前事業年度の「2. 地域ごとの情報(1) 経常収益」の組替を行っております。

この結果、前事業年度において「アジア・大洋州」に表示していた74,722百万円は、「豪州」17,463百万円、「アジア・大洋州(除豪州)」57,258百万円として組み替えております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	81,167	83,251
持分法を適用した場合の投資の金額	81,167	83,251
	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	-	-

(注) 当行の関連会社のうち、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社については除外しております。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当行は、開示対象特別目的会社を有していません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注3)	科目	期末残高(百万円)(注3)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	政策金融行政	被所有直接100	資金の借入等	資金の受入(注1)	4,999,140	借入金	8,407,707
							借入金の返済	4,226,036		
							借入金利息の支払	57,187	未払費用	15,546
							社債への被保証(注2)	2,141,442	-	-

(注) 1. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

2. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注4)	科目	期末残高(百万円)(注4)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	政策金融行政	被所有直接100	資金の借入等	増資の引受(注1)	31,000	-	-
							資金の受入(注2)	1,512,991	借入金	9,425,316
							借入金の返済	1,321,639		
							借入金利息の支払	50,488	未払費用	14,981
							社債への被保証(注3)	2,569,535	-	-

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人国際協力機構	東京都千代田区	7,832,098	政府開発援助実施	なし	連帯債務関係	連帯債務	674,595 (注1、4)	-	-
	株式会社日本政策金融公庫(注3)	東京都千代田区	3,709,538	金融業	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,147,740 (注2、4)	-	-

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第46条の2第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、当行は、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、780,000百万円の連帯債務を負っております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人国際協力機構	東京都千代田区	7,877,115	政府開発援助実施	なし	連帯債務関係	連帯債務	428,110 (注1、4)	-	-
	株式会社日本政策金融公庫(注3)	東京都千代田区	3,855,086	金融業	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,111,402 (注2、4)	-	-

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第46条の2第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、当行は、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、710,000百万円の連帯債務を負っております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	1円72銭	1円76銭
1株当たり当期純利益金額	0円6銭	0円9銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益	百万円	91,366	126,187
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純利益	百万円	91,366	126,187
普通株式の期中平均株式数	千株	1,360,000,000	1,383,610,958

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成26年3月31日)	当事業年度末 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,341,312	2,460,520
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,341,312	2,460,520
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,360,000,000	1,391,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,554	69	30	3,593	553	177	3,040
土地	24,694	-	30	24,664	-	-	24,664
リース資産	44	-	-	44	21	8	22
建設仮勘定	-	146	146	-	-	-	-
その他の有 形固定資産	962	175	5	1,132	564	263	567
有形固定資産計	29,256	391	212	29,435	1,140	449	28,295
無形固定資産							
ソフトウェア	2,978	2,499	525	4,952	1,797	906	3,154
無形固定資産計	2,978	2,499	525	4,952	1,797	906	3,154

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証付国際協力銀行第7、8、13次債券	平成16年 6月10日 ～ 平成18年 3月23日	224,533 (1,149,576千 米ドル) (749,871千 ユーロ)	78,090 [78,090] (649,829千 米ドル) [649,829千 米ドル]	4.375～5.250	一般 担保	平成26年 6月10日 ～ 平成28年 3月23日	1
株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)第3、5～9次政府保証外債	平成22年 2月2日 ～ 平成24年 2月7日	976,878 (9,491,631千 米ドル)	990,850 [360,448] (8,245,406千 米ドル) [2,999,485千 米ドル]	1.875～2.875	一般 担保	平成27年 2月2日 ～ 平成31年 2月7日	2
株式会社国際協力銀行第1～10次政府保証外債	平成24年 7月19日 ～ 平成27年 2月10日	940,029 (7,975,922千 米ドル) (499,833千 カナダドル) (423,666千 ポンド)	1,500,595 (11,464,919千 米ドル) (499,875千 カナダドル) (423,865千 ポンド)	0.618～3.375	一般 担保	平成29年 7月19日 ～ 平成37年 2月10日	
国際協力銀行第13、16、18、19、21～23、25、27、29、30回債券	平成16年 5月28日 ～ 平成20年 5月29日	399,943	349,960 [99,995]	1.340～2.090	一般 担保	平成27年 3月20日 ～ 平成37年 12月19日	1
株式会社日本政策金融公庫第3、7、12、17回社債	平成21年 10月29日 ～ 平成23年 5月9日	169,992	119,993 [100,000]	0.421～1.430	一般 担保	平成26年 12月19日 ～ 平成31年 9月20日	2
株式会社国際協力銀行第1回社債	平成27年 1月27日	-	10,000	0.120	一般 担保	平成31年 12月20日	
合計	-	2,711,377	3,049,490	-	-	-	-

- (注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
2. 「当期末残高」欄の[]書きは、当期末残高のうち1年以内に償還が予定されている金額であります。
3. 当行は、株式会社日本政策金融公庫設立以前に国際協力銀行が発行した政府保証付国際協力銀行債券及び国際協力銀行債券(前記 1)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。
- また、当行は、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)政府保証外債及び株式会社日本政策金融公庫社債(前記 2)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。

4. 決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額(百万円)	638,620	530,680	387,730	771,062	250,255

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	8,407,707	9,425,316	0.54	-
借入金	8,407,707	9,425,316	0.54	平成27年4月～ 平成37年2月
1年以内に返済予定のリース債務	10	12	-	-
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	27	19	-	平成30年3月
その他有利子負債	63,140	12,750	0.02	-
金融商品等受入担保金	63,140	12,750	0.02	-

- (注) 1. 借入金およびその他有利子負債の「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 2. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。
 3. 金融商品等受入担保金は、返済期限を定めておりません。
 4. 借入金及びリース債務の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	1,075,048	681,156	1,091,967	4,625,282	1,022,461
リース債務(百万円)	12	12	6	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	128,885	39,489	-	52,881	115,492
一般貸倒引当金	39,616	36,828	-	39,616	36,828
個別貸倒引当金	86,300	-	-	10,297	76,003
特定海外債権引当勘定	2,968	2,660	-	2,968	2,660
賞与引当金	483	500	483	-	500
役員賞与引当金	5	6	5	-	6
役員退職慰労引当金	20	9	-	-	30
計	129,395	40,006	489	52,881	116,030

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金・・・・・・・・・・洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金・・・・・・・・・・回収等による取崩額
- 特定海外債権引当勘定・・・・・・・・洗替による取崩額

【資産除去債務明細表】

該当事項が無いため作成しておりません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成27年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金40,651百万円、他の銀行への預け金809,845百万円であります。
その他の証券	外国証券261,786百万円であります。
前払費用	営業経費511百万円その他であります。
未収収益	未収貸出金利息40,653百万円その他であります。
その他の資産	仮払金142百万円、保証金その他139百万円であります。

負債の部

未払費用	未払借用金利息14,981百万円、未払社債利息12,328百万円その他であります。
前受収益	保証料63,865百万円その他であります。
その他の負債	仮受金11,093百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	
1単元の株式数	
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	<p>当行の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。</p>
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当行は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

提出日	事業年度	提出先
平成26年6月26日	第2期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)	関東財務局長

(2) 半期報告書

提出日	事業年度	提出先
平成26年12月10日	第3期中(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)	関東財務局長

(3) 有価証券届出書(社債)及びその添付書類

提出日	提出先
平成27年1月13日	関東財務局長

(4) 有価証券届出書の訂正届出書

提出日	提出先	
平成27年1月21日	関東財務局長	訂正届出書(上記(3)有価証券届出書の訂正届出書)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月17日

株式会社 国際協力銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊澤 賢司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社国際協力銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社国際協力銀行の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

* 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。